

「高速道路におけるEV急速充電設備の整備」

〈九州地区〉

NEXCO 西日本 公募要領

令和7年10月

西日本高速道路株式会社

募集から契約までの流れ

※この表は募集から契約までのスケジュールを示したものです。お申し込みにあたっては、必ず本募集要領を熟読してください。

応募申込書等配布: 令和7年10月10日(金)から令和7年11月10日(月)まで
応募申込に係る質問受付締切: 令和7年10月27日(月)まで



応募資料等(応募審査用紙)受付締切: 令和7年11月10日(月)16:00までに、応募審査用紙等を提出していただきます。



整備・運営事業者の決定: 令和7年11月25日(火)
応募審査用紙に基づいて審査し、整備・運営事業者を決定いたします。



- ①業務提携基本契約書(整備、維持管理及び運用等に関する基本的な事項を定めたもの)
- ②設置工事等に関する契約書(整備にあたる内容・役割・費用分担を定めたもの)
- ③電気自動車用急速充電設備利用契約書(利用に関し必要な事項を定めたもの)



電気自動車用充電設備の設置及び運営の開始: 令和9年3月31日(水)まで

※「事業者の決定」以降の日程等につきましては、変更となる場合がありますので、ご承知おきください。

1. 目的

政府の成長戦略会議の成長戦略(2021年6月18日閣議決定)では、「電動車^{※1}について遅くとも2030年までにガソリン車並みの経済性・利便性を実現する」とされており、今後、電動車の普及が加速することが見込まれます。西日本高速道路株式会社(以下、「NEXCO 西日本」という。)は、これまでも充電事業者と連携し、高速道路のSA・PAにおけるEV急速充電設備(以下、「充電設備」)の整備・運営を進めてきた。

また、「充電インフラ整備促進に向けた指針」(2023年10月18日:経済産業省)では、世界に比肩する利便性が高く持続可能な充電インフラ社会の構築を目指すため、高速道路上の整備目標を含む、充電インフラの整備目標が示されている。

このような状況において、今後の更なる充電需要に対応すべく、NEXCO 西日本が管理する休憩施設等において充電設備の整備、運営、管理を行う事業者を公募するものである。

※1 EV、PHEV、FCV(燃料電池車)、HV(ハイブリッド車)などバッテリーに蓄えた電気エネルギーを動力にした車

2. 対象となる休憩施設等

NEXCO 西日本が管轄する休憩施設等

(本公募で整備を予定する場所は、「別紙1」の全ての休憩施設とする。)

3. 公募期間

2025年10月10日(金)～2025年11月10日(月)16時

4. 充電設備の整備期間

原則、当社との契約締結後から2026年度末(2027年3月31日)までとする。

※2025年度は充電設備の設置に必要な、調査・設計・協議等を実施。

(公募開始から整備完了までの概略スケジュールは、「別紙2」参照)

5. 公募要件

事業者は充電設備の整備から運営、管理までを全て事業者の負担で行うものとし、以下の各要件を満たすこと。今回の公募は事業者(1社)の選定であり、契約は諸条件を確認のうえ、双方の合意をもって締結するものとする。

- 1) 運営期間は、運用開始後 10 年間とする
- 2) 24 時間・365 日の運営を行うものとし、利用者からの問合せや機器の故障に常に対応できる管理(監視)体制を構築すること。
- 3) 各設備は、常に良好な状態が保たれるよう定期的に点検を行うこと。機器の故障や事故等により利用に支障が生じた場合は、事業者により速やかに復旧すること。
- 4) 事業者側で実施・負担すべき主な内容は以下のとおりとする。

以下に記載がない場合でも本事業に関わる一切の費用は事業者負担とする。(NEXCO 西日本は土地の貸出しのみ)また、双方の合意が得られず契約に至らなかった場合、補助金申請が認められず辞退する場合、又は整備期間中に工事が着手できない場合でそれまでに事業者が要した費用は事業者が負担するものとする。

- ① 充電設備の整備、運営、管理に関する調査・設計
- ② 充電設備(電柱からの電源の引き込み配線・配管も含む)
- ③ EV 駐車マスの造成・舗装(スロープを含む場合もある)

(既存の一般駐車マスを活用する場合は、同じマス数を事業者負担で新たに整備すること)

- ④ 「電動車のための公共用充電施設における ユニバーサルデザイン・バリアフリー対応に関するガイドライン(2024 年 8 月:経済産業省 国土交通省)」に基づく設備の対応
 - ⑤ 整備に必要な協議・申請(道路占用に必要な申請資料作成含む)
 - ⑥ 整備に伴う支障物(埋設物含む)の移転
 - ⑦ EV 駐車マスまでの誘導に必要な標識(高速道路の本線および休憩施設内)、問い合わせ先等の掲示(看板など)
 - ⑧ 整備期間中における既設充電設備停止の最小化に係る費用(仮設充電設備設置など)
 - ⑨ 充電設備に必要な土地使用料の負担
 - ⑩ 充電設備整備事業に係る当社の経費の負担
- 5) 充電設備の設計・運用は以下のとおりとすること。
- ① 充電設備の配置位置は当社が示す候補箇所「別紙1(図面)」から選定すること。
 - ② 出力は、原則1口最大 90kW 以上とすること。
 - ③ 利用料金の支払いは会員登録などにより利用者を限定せず、都度利用も可能とすること。
 - ④ 他のサービス又は物品の購入などを利用条件としないこと。
 - ⑤ 各種法令(電気事業法、電気設備の技術基準、電気用品安全法等)を遵守すること。
 - ⑥ 充電設備の利用状況(データ)を整理し、毎月、当社に情報提供できること。
 - ⑦ 故障の場合、速やかに利用者が確認できる情報提供体制を整えること。

⑧ 充電設備に必要な国の補助金を申請する場合においては、申請後に補助金が確保できなかった場合を想定し、当社との契約書に契約解除条項を記載できるものとする。

⑨ 具体的な充電設備のSA・PA内での設置位置については、NEXCO西日本と協議した上で決定する。

※なお、上記以外の事項については「充電インフラ整備促進に向けた指針(令和5年10月、経済産業省)」を準拠するものとする。

6) 運用期間終了後の充電設備(埋設管含む)は、当社側からの協議がない限り撤去により現状復旧すること。

7) 土地使用料について

土地使用料は、事業者が応募時に提出した本公募要領8に示す「別紙3」の金額に基づき、事業者が支払うものとする。なお、借地範囲は、事業者が整備した充電設備及びEV駐車マス等に必要な実際の範囲とする。ただし、借地範囲に道路法十八条において定められた道路の区域がある場合、当該部分は道路法施行令第七条十三号に基づく占用料となるため、算定額の見直し等において加算されることがある。

6. 資産保有区分

土地を除く本事業に必要な資産はすべて事業者の保有となる。

7. 応募資格

1) 西日本高速道路株式会社契約規定実施細則(平成17年西日本高速道路株式会社細則第7号)第6条に該当しない者。

西日本高速道路株式会社契約規定実施細則：<https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/guideline/>

2) 応募審査用紙の提出時に西日本高速道路株式会社から資格登録停止又は取引停止を受けていないこと。

3) 日本国内に本店又は主たる事務所を有し、日本の法令に基づく商業登記又は法人登記がされている法人であること。

4) 充電設備の整備・運営にあたって日本語で対応できること。

8. 応募方法

1) 応募審査用紙の提出

応募者は、応募審査用紙「別紙3」(以下、「応募資料」という。)に必要事項を記入のうえ、以下のメ

ールアドレスに申請書類一式を提出すること。提出された応募資料は本公募の選定のみを使用し、本公募の選定以外に無断で使用することはないものとする。なお、応募資料の作成及び提出に要する費用は応募者の負担とする。

提出先 NEXCO 西日本 EV 公募窓口 E-mail ev_kobo@w-nexco.co.jp

2) 応募に関する質問

応募に関する質問はE-mail により受け付けるものとし、「別紙4」質問及び回答リストに質問日、質問箇所、質問内容を記入し、ev_kobo@w-nexco.co.jpまで送信するものとする。回答は質問及び回答リスト受領日から起算して7日(休日を含まず)以内に、本公募HP (<https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/others/ev/>)に掲載する形で回答するものとし、質問内容及び回答内容は、質問した応募者が特定されない形で掲載するものとする。質問受付の〆切は2025年10月27日(月)16時とする。

3) 応募内容の確認

提出された応募資料で不明な箇所がある場合は、必要に応じて応募内容の確認を実施するものとする。なお、応募内容の確認を実施する場合は、応募内容の確認の実施時期、方法及び内容等について、NEXCO西日本より別途連絡するものとする。

4) 応募者の選定方法及び選定基準

応募資料及び応募内容を確認し、以下の選定基準である(A)基本項目及び、(B)加点項目に基づき応募者の選定を行うものとし、基準項目の全てにおいて「適」かつ、加点評価が同点数となった場合は、土地使用料(単価×借地予定面積の合計)の最高(価格)値の応募者を整備・運営事業者(決定通知者)とする。なお、加点評価については、1)から 2)は整備(予定)箇所毎に積上げた総計で評価、3)から 5)は整備箇所の全体で評価を行い評価点は各項目のうち最も低い点を採用するものとする。

また、土地使用料の最高(価格)値も同額の場合は、同額者同士等によるくじ引きにより決定通知者を選定する。

(A) 基本項目

・評価基準は、以下 1)・2)の項目を、「適・不適」で判断を行うものとし、1項目でも条件を満たさない項目があった場合は不適とする。

1) 運営実績		日本国内における充電設備の整備・運営等の実績を有すること(高速道路の SAPA、道の駅、コンビニまたはガソリンスタンドのいずれかの実績)	「適・不適」
2) 運営体制	監視体制	24時間、365日の充電設備の管理(監視)体制が構築されていること	
	保守体制	設置箇所と同一県又は隣接県等「別紙6参照」に、事業所又は協力会社を保有していること	
	初動対応力	故障発生時における24時間以内の技術者の連絡体制又は、派遣体制の有無	
	対応能力	保守用機器(予備品)を保有していること(事故や自然災害による休止を除き、速やかに復旧できること)	

(B) 加点項目

・応募者から提出される応募資料に基づき加点評価を実施する。

項目	+0点	+1点	+2点	+3点	+4点	+5点
1) 土地使用料評価	審査価格/基準価格					
※基準価格を下回る場合は不適	1.0	1.0 超～ 1.05 未満	1.05 以上 ～1.1 未満	1.1 以上 ～1.15 未満	1.15 以上 ～1.2 未満	1.2 超
2) 1口の最大出力(kw)	90 以上	150 以上	250			
※4 口未満を設置する場合	150 未満	250 未満	以上			
3) 運営体制(故障発生時の24 時間以内の現地対応)	連絡体制 構築	派遣体制 構築				
4) 決済手段(クレジットカード・会員カード・QR コード、ETC など)	1種類	2種類	3種類 以上			
5) 課金方式	時間制 課金	従量制 課金				

※_土地使用料(円/m²・年)の基準価格は、「別紙5」参照。

5) 選定結果の通知

選定結果は、申請時に送付のあったメールアドレスへの通知(「別紙8」添付)とし、整備・運営事業者(決定事業者)以外への連絡は行わない。なお、公表は2025年12月上旬頃を予定しており、整備・運営事業者(決定事業者)はNEXCO西日本ホームページ等において会社名と点数を公表するものとする。

6) 選定通知の取り消し

整備・運営事業者(決定事業者)が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知を取り消す場合があるものとする。

- ① 選定の通知を受けた者が、虚偽その他不正な手段により選定されたことが判明したとき。
- ② 選定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。
- ③ その他、選定の取り消しが必要と認められたとき。

9. 契約の締結

整備・運営事業者(決定事業者)は、NEXCO西日本との合意をもって「業務提携基本契約書等」により契約を締結するものとする。

以 上